

## 神戸市吹奏楽連盟行事における楽器搬出入に関わる注意事項

厚生労働省により労働安全衛生規則等の一部が改正されました。これに伴う楽器搬出入時の注意事項について以下の通りになりますので、各加盟団体にてご周知頂きご対応頂けますようお願い申し上げます。

### 墜落時保護用ヘルメットの着用義務について

・施行は 2023 年 10 月

① 地上 2m 以上の高所での作業時の着用義務。

神戸文化ホールにおきましては、階段及びスロープを使っての楽器運搬移動に関してはヘルメット着用の必要はありませんが、大ホール及び中ホールの搬出入口のプラットホームと地面の間の楽器の上げ下げにつきましては着用が望ましいとのホールの判断でした。

② トラックからの積み卸し時の着用義務。

ホール正面ロータリーでの 2t 以上 5t 未満のウイングトラック及びテールゲートリフターが設置されているトラックの積み卸しにつきましては、トラック荷台内での作業及び、トラックからの直接地面への積み卸し、テールゲートリフター着地時の地面への積み卸し作業時に着用義務があります。

③ 使用するヘルメットについて

作業時に着用するヘルメットは国家検定合格品の墜落時保護用ヘルメットを使用して下さい。他の産業用ヘルメットや自転車用ヘルメット等、規格外の使用は出来ません。

### テールゲートリフター(荷物を積み卸す作業時の昇降設備)の操作について

・施行は 2024 年 2 月

① テールゲートリフターの設置義務範囲が 5t 以上から 2t 以上に引き下げられました。

② テールゲートリフターのスイッチの操作、昇降板の展開格納、キャスターやストッパーの操作につきましては、「テールゲートリフターの操作の業務に関わる特別教育」を受講し修了証を交付された者のみが行えます。従いまして、楽器搬出入時のテールゲートの開け閉めにつきましても修了証が交付された者が行う必要があります。

③ 特別教育の修了証は、教習所において 6 時間の講習(学科、実技、有料)を受講した後、交付されます。

### テールゲートリフターへの同乗について。(確認事項)

テールゲートリフター稼働中の作業員の同乗は禁止されております。稼働させる場合はヘルメット着用に関わらず必ず降りるようにしてください。